

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託の受注者（以下「受注者」という）を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務委託名称
瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託
- (2) 業務委託場所
瀬戸市内一円
- (3) 業務委託対象
瀬戸市が管理する全ての下水道施設
- (4) 業務委託内容
仕様書及び特記仕様書のとおり
- (5) 業務委託期間
契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで
- (6) 事務局及び担当窓口
瀬戸市都市整備部下水道課施設係
郵便番号：〒489-8701
住所：愛知県瀬戸市追分町64番地の1
電話番号：0561-85-1213（直通）
電子メールアドレス：gesuido@city.seto.lg.jp
- (7) 提案限度額
金19,640,000円（税抜）
※ この金額は契約金額の限度を示すものである。

3 参加条件

- (1) 参加者
 - ① 参加者は、本業務を行う能力を有する単独企業あるいは共同企業体（以下「グループ」という）とする。
 - ② グループで参加する場合は、代表者1社を定め、本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行うものとする。また、参加時に、グループの構成員全てを明らかにし、各企業の役割分担を明確にする。
 - ③ 参加者は、提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等諸手続を行う。
 - ④ 参加者がグループの場合は、企業間の役割分担に関する合意書を本市が別途要求することがある。なお、その合意書には、グループ全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(2) 参加者の資格

参加者の資格要件は、次のとおりとする。また、グループの構成員においても以下の要件は完備すること。なお、参加者については、参加表明者資格審査を行う。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 公告日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」(平成13年8月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 公告日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結)及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」(平成19年12月1日施行)に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 本プロポーザルの参加表明書提出期限までに、令和6・7年度あいち電子調達共同システムで、瀬戸市の入札参加者名簿(コンサル)のうち業種「0305 建設コンサル(下水道)」に登録があること。

(3) 参加に関する留意事項

- ① 費用負担
参加に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ② 提出書類の取扱い及び著作権
提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、これら書類は瀬戸市情報公開条例に基づき公開されることがある。
- ③ 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ④ 本市からの提供資料の取扱い
本市が提供する資料は、本業務に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ⑤ 1参加者の複数提案の禁止
1参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑥ 複数のグループの構成員となることの禁止
1グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。
- ⑦ 構成員の変更の禁止
グループの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- ⑧ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

⑨ 虚偽記載の禁止

参加表明書等の提出書類に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかった場合は、失格とする。

⑩ その他

著しく信義に反する行為があった場合は、失格とする。

4 スケジュール

① 公告及びホームページに公開	令和7年4月1日(火)
② 実施要領に関する質問受付期間	令和7年4月1日(火) 午前8時30分から 令和7年4月8日(火) 午後5時15分まで(※1)
③ 実施要領に関する質問の回答	令和7年4月14日(月)
④ 参加表明書の受付期間	令和7年4月2日(水) 午前8時30分から 令和7年4月22日(火) 午後5時15分まで(※2)
⑤ 参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知	令和7年5月7日(水)
⑥ 技術提案書の提出期限	令和7年5月21日(水)
⑦ 書類審査日	令和7年5月23日(金)
⑧ 審査結果の公表	令和7年5月26日(月)
⑨ 契約締結日	令和7年6月3日(火)

※1 土曜日及び日曜日を除く

※2 持参による提出は、土曜日及び日曜日を除く

5 募集及び参加表明書について

(1) 実施要領配布

本実施要領は、本市ホームページに掲載する。

① 配布期間

令和7年4月1日(火) 午前8時30分から4月22日(火) 午後5時15分まで

② 配布場所

実施要領、提出書類等の関係書類は、本市ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 実施要領に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

ア 本実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書(第1号様式)を使用し、電子メールのみの受付とする。

イ 電子メールの件名を「瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託」とし、下記へ送信するものとする。なお、電子メール本文には必ず担当部署名及び担当者名を記載すること。

② 送信先電子メールアドレス

実施要領2(6)電子メールアドレスに同じ。

※ 送信後、必ず電話により着信確認をすること。

- ③ 質問受付期間
令和7年4月1日（火）午前8時30分から4月8日（火）午後5時15分まで
- ④ 質問回答日
令和7年4月14日（月）
※ 回答は、ホームページで公開する。
- (3) 参加表明書の提出
- ① 提出書類及び提出部数
参加者及びグループの構成員は、以下の書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、1部提出すること。書類符号は参加者が任意で定めたものとする。
- ア 参加表明書（第2号様式）
イ 瀬戸市入札参加資格に係る認定が確認できる書類（任意様式）
ウ 企業概要書（任意様式）
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者職名）、設立年月日、事業概要を記載されているもの。また、上記の内容を記載している場合は、企業案内パンフレットの提出によって代えることができる。
- エ グループ構成表（第3号様式）
グループの場合は構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（業務役割その他役割）を明確にするとともに、構成員の間で交わされた契約書又は覚書の内容を添付すること。
- ② 提出期間
令和7年4月2日（水）午前8時30分から令和7年4月22日（火）午後5時15分まで（ただし、持参による提出は土曜日及び日曜日を除く。）
- ③ 提出方法及び提出先
提出方法は持参又は郵送による。提出先は、実施要領2(6)に同じ。
- (4) 参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知
参加資格確認結果及び提案提出要請書（第4号様式）は、電子メールにて本市から参加者に通知する。
通知日 令和7年5月7日（水）
- (5) 参加の辞退
参加表明書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（第5号様式）を提出すること。
- ① 提出期限
令和7年5月21日（水）午後5時15分まで
- ② 提出方法及び提出先
提出方法は持参又は郵送による。提出先は、実施要領2(6)に同じ。
- (6) その他
この実施要領に定める他、必要な事項が生じた場合は、本ホームページに掲載又は参加者に通知する。

6 技術提案書の提出

- (1) 提出書類
提案提出要請書の通知を受けた参加者は、以下の書類を提出すること。提出する書類につ

いては、書類符号を記した表紙とインデックスを付け、7部提出すること。書類符号は提出する者が任意で定めたものとする。

- ① 技術提案書提出届（任意様式）（第6号様式）
 - ② 技術提案書（任意様式）
 - ③ 技術提案書に掲げた技術者資格及び経験を示す資料（登録証、届出書等）
 - ④ 技術提案書に掲げた同種業務の受託実績を示す資料（契約書の写し等）
 - ⑤ 受託予定価格見積書（税抜、内訳書含む）
- (2) 提出期限
令和7年5月21日（水）午後5時15分まで
※ 郵送の場合は、令和7年5月21日（水）必着
- (3) 提出方法及び提出先
提出方法は持参又は郵送による。提出先は、実施要領2(6)に同じ。

7 技術提案書の作成要領及び内容

- (1) 技術提案書作成要領その他留意点
- ① 技術提案書は自由様式とするが、A4判縦で4ページ以内とし、業務の実施方針を1ページ以内、同種業務の受託実績及び技術的な提案を3ページ以内で記載すること。
 - ② 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、原則として使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
 - ③ 各書類（技術提案書提出届を除く。）には、会社名、所在、氏名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示は一切付してはならない。
 - ④ 技術提案書に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (2) 技術提案書の内容
技術提案書は、以下の内容について記載する。
- ① 業務実施方針
 - ア 実施方針
本業務の実施方針について簡潔に記述すること。
 - イ 検査及び照査
検査及び照査について、社内の規定の概要を述べるとともに、本業務の遂行過程における成果物の検査及び妥当性等の照査に関する方針を記述すること。
 - ウ 成果品
わかりやすく活用しやすい成果品とするため、成果品の作成及び取りまとめなど成果物の編集に関する方針を記述すること。
 - エ 実施体制
当該業務の実施体制において配置予定の技術者として選定した者の選定理由や役割分担などを記述すること。
 - ② 同種業務の受託実績

国又は地方公共団体、地方共同法人、公益社団法人から発注された下水道事業のウォーターPPP（下水道事業におけるコンセッション事業についても同種業務とみなす）に係る導入検討及びに発注支援に関する業務の受託実績を記載すること。ただし、グループで参加する場合は、代表者1社の受託実績を記載すること。

③ 技術的な提案

以下の事項について技術的な提案（提案内容、提案理由等）を記述すること。

ア ウォーターPPPの導入可能性検討において検討・整理すべき事項に関する提案

イ ウォーターPPPを導入した場合の効果の検証に関する提案

ウ その他本業務の履行上有効性のある提案

8 審査及び審査結果の通知と公表

提案の審査にあたっては、「瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務委託業者選定委員会」を設置し、選定委員会は、技術提案書における提案内容を総合的に審査し、最優秀提案1件を選定する。

(1) 評価項目

実施要領7(1)提出書類より別表-1技術提案書評価基準に従い各項目を総合的に評価する。

(2) 選定方法

- ① 別表-1技術提案書評価基準に基づき項目別に評価し、評価点の合計が65点以上のもののうち、評価点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として、事業契約に向けての優先交渉権者とする。
- ② 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とする。
- ④ 本実施要領に違反すると認められた場合は失格とする。
- ⑤ 参加者の資格（資格制限含む）を満たさなくなった場合は失格とする。
- ⑥ 優先交渉権者が失格となった場合には、次に評価点が高い提案をした参加者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は、参加者に電子メールにて通知する。
- ② 審査内容は非開示とし、審査結果に対する異議の申立ては認めない。

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託
プロポーザル提出書類様式

様式リスト

様式番号	書類名
第1号様式	質問書
第2号様式	参加表明書
第3号様式	グループ構成表
第4号様式	参加資格確認結果及び提案提出要請書
第5号様式	参加辞退届
第6号様式	技術提案書提出届

(第1号様式)

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)瀬戸市長

所 在 地
商号又は名称
実務担当責任者
電 話 番 号
電子メールアドレス

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託プロポーザル実施要領及び配付資料に関し、次のとおり質問します。

質問内容

※ 質問1件につき、本用紙1枚で提出すること

(第2号様式)

参加表明書

令和 年 月 日

(宛先)瀬戸市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職名
電 話 番 号
電子メールアドレス

下記の公募型プロポーザル業務への参加の意思がありますので、参加資格の審査を申請します。
なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、実施要領に定める参加者の資格を
満たしていること、また事実と相違ないことを誓約します。

記

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

添付書類

- 1 瀬戸市入札参加資格に係る認定が確認できる書類
- 2 企業概要書（任意様式）

- ※1 主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地について括弧書きで
上段に記載すること。
- ※2 グループの場合は、代表者名を記入すること。

(第3号様式)

グループ構成表

令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託の実施要領に基づく選定の参加について、以下の構成員で申請します。

代表者：

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

電子メールアドレス

担当役割 [事業役割：]

構成員：

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

電子メールアドレス

担当役割 [事業役割：]

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

電子メールアドレス

担当役割 [事業役割：]

(第4号様式)

瀬下第 号
令和 年 月 日

参加資格確認結果及び提案提出要請書

参加者

様

瀬戸市長

貴社より参加表明のありました瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務委託にかかる公募型プロポーザルについて、貴社が参加資格要件を満たしていることを認めますので、下記のとおり、書類を提出してください。

記

1 業務委託名

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務委託

2 提出書類及び提出部数

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領「6 技術提案書の提出」に記載の書類及び部数

3 提出方法

持参又は郵送

4 提出先

瀬戸市都市整備部下水道課施設係

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

5 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時15分まで

※ 郵送の場合は、令和7年5月21日（水）必着

【問い合わせ先】

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP導入
可能性調査業務委託業者選定委員会事務局
(下水道課施設係)

担当 伊藤

電話 85-1213

(第5号様式)

参加辞退届

令和 年 月 日

(宛先)瀬戸市長

参加者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
電子メールアドレス

下記の公募型プロポーザル業務への参加を、以下の理由により辞退します。

記

業務名称 瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

辞退理由

※ グループの場合は、代表者名を記入すること。

(第6号様式)

技術提案書提出届

令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

参加者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
電子メールアドレス

瀬戸市下水道事業におけるウォーターPPP 導入可能性調査業務委託に関し、下記の書類を提出いたします。

記

- 1 技術提案書（任意様式）
- 2 技術提案書に掲げた技術者資格及び経験を示す資料（登録証、届出書等）
- 3 技術提案書に掲げた同種業務の受託実績を示す資料（契約書の写し等）
- 4 受託予定価格見積書（税抜、内訳書を含む）（任意様式）

- ※1 主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地について、括弧書で上段に記載すること。
- ※2 グループの場合は、代表者名を記入すること。

別表－1 技術提案書評価基準

項目	テーマ	評価基準 (着眼点)	配点	採点
業務実施方針	実施方針 検査及び照査 成果品	提案内容が本業務の委託目的、瀬戸市の特性等を十分に踏まえたものであり的確であるか	10	
	実施体制	<p>予定管理技術者が技術者資格を有していること。 総合技術監理部門(上下水道部門)と上下水道部門を有する：5点 上下水道部門のみを有する：2点</p> <p>下水道事業のウォーターPPPまたはコンセッション事業における導入可能性調査業務の管理技術者としての経験 経験あり：5点 包括業務等の同種業務での経験あり：2点</p>	10	
同種業務の受託実績		<p>下水道事業のウォーターPPPかコンセッション事業における導入可能性調査業務の元請の受託実績(グループで参加する場合は、代表者1社の受託実績)</p> <p>5件以上の受託実績 15点 3～4件の受託実績 10点 1～2件の受託実績 5点 同種業務(包括業務等)の実績 2点</p>	15	
技術的な提案	ウォーターPPPの導入可能性検討において検討・整理すべき事項に関する提案	導入可能性検討を進めるうえで、検討・整理すべき内容として提案されたものが効果的・効率的な手法であるか	20	
	ウォーターPPPを導入した場合の効果の検証に関する提案	ウォーターPPPを導入した場合の効果検証の方法について、提案されたものが効果的・効率的な手法であるか	20	
	その他本業務の履行上有効性のある提案	<p>①本業務を効果的・効率的に実施するための具体的な手法であるか</p> <p>②本業務を実施するにあたり、実現的なスケジュールであるか</p>	15	
予定価格		<p>税抜きの見積額の最低価格を10点とし、比例配分方式により評価(小数点以下第2位を四捨五入)</p> <p>本市提案限度額：X, 最低価格：A, 評価対象価格：B 評価点数 = $10 - (B-A) \div (X-A) \times 10$</p>	10	
合計			100	

※評価点は、選定委員が採点した合計点の平均とする。(小数点以下は切り捨てとする。)